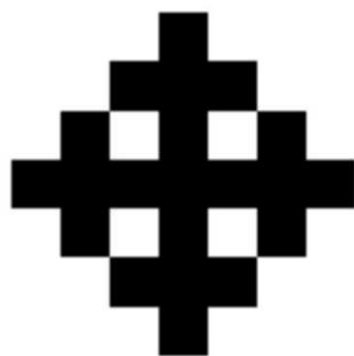


垂井町国土強靱化地域計画

2021年度～2027年度
(令和3年度～令和9年度)



令和3年3月

垂井町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 強靱化を推進する上での考え方	2
3 取組推進上の留意点	3
第2章 想定される災害	4
1 想定される主な災害	4
第3章 脆弱性評価	6
1 基本的な考え方	6
2 評価の手順	6
3 「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
4 脆弱性評価の結果	8
第4章 強靱化の推進方針	15
1 強靱化推進に向けた分野の設定	15
2 各分野の強靱化に向けた施策	16
3 分野別施策の推進	18
第5章 計画の推進	28
1 施策の重点化	28
2 計画の管理・推進	29
3 推進事業	29
別表 推進事業一覧	30

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国では、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」を制定し、それに基づく国土強靱化基本計画を他の国土強靱化にかかる国の計画等の指針となるべきものとして、平成26年（2014年）6月に策定（平成30年（2018年）12月に改定）しました。

国土強靱化基本計画では、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平常時から構築するための取組を推進するとともに、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的・計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加等、気候変動及びその影響が本町をはじめ全国各地で現れています。今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨等のリスクはさらに高まると予測されており、住民や事業者等多様な主体と連携していく必要があります。

本町においても、こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模自然災害等に対して、被害を最小限に抑える等の対策を平常時から行うことが必要であることから、基本法第13条に基づく、「垂井町国土強靱化地域計画」を策定します。今後、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な地域づくりを進めるものとします。

2 強靱化を推進する上での考え方

本計画は、垂井町第6次総合計画（以下「総合計画」という。）と整合・調和を図り、総合計画の将来像を強靱化する上での将来像とし、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、総合計画における分野別個別計画の指針となるものです。

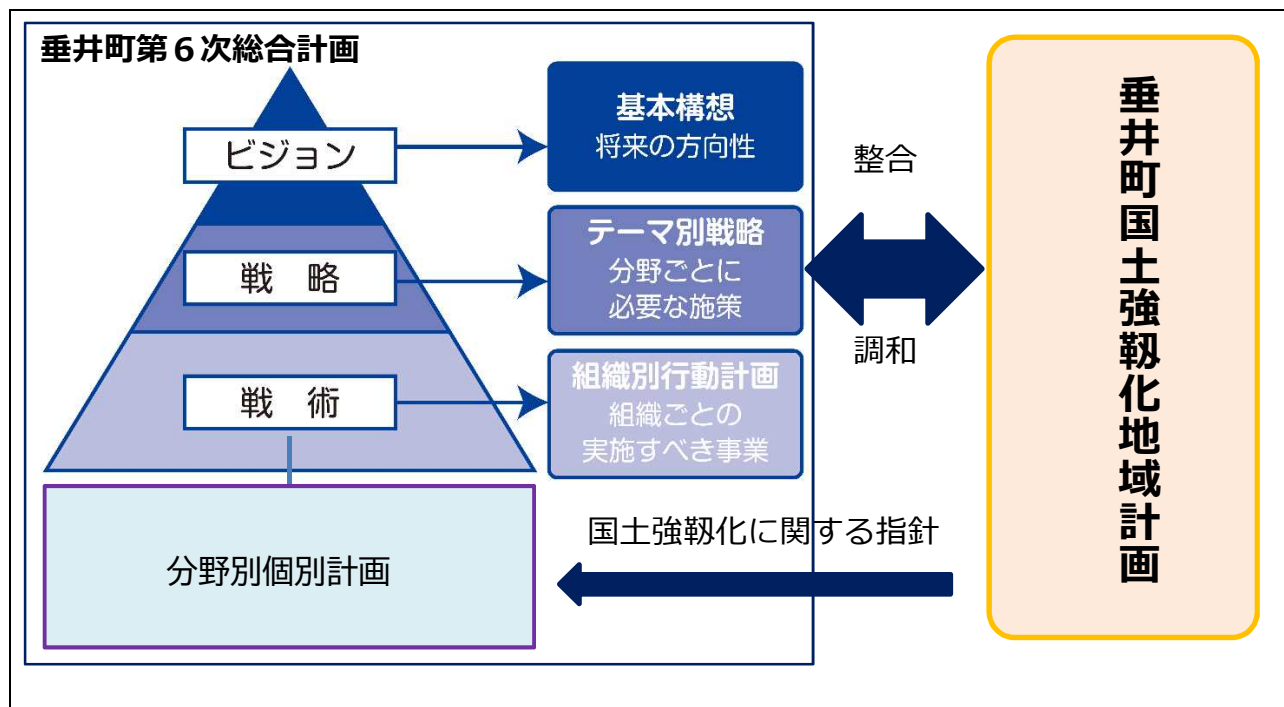
本計画の計画期間は、本町の総合計画と一体的に推進することから、総合計画の計画年度を踏まえて、2021年度から2027年度までの7年間とします。

また、総合計画の中間年度（2022年）の見直しに合わせて、本計画内容を見直しします。

ただし、本計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、本計画の見直しを行うことができるものとします。

さらに、国の「国土強靱化基本計画」及び岐阜県の「第2期岐阜県強靱化計画」との調和を図り、4つの基本的な考え方（基本目標）を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限活用し、本町の強靱化を推進します。

■垂井町国土強靱化地域計画と総合計画の関係性



■強靱化の取組を通じて目指すもの

- ・被害をできるだけ小さくする「強さ」
- ・被害を受けたときにできるだけ速く回復する「しなやかさ」

■強靱化における4つの基本的な考え方（基本目標）

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

3 取組推進上の留意点

この計画は、住民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取組を推進します。

また、総合計画の各分野の取組に対する進捗管理を通じて、必要な事業の見直し等を適宜行い、効果的に推進します。

第2章 想定される災害

1 想定される主な災害

本町の地勢の関係による、原因別の災害概要と将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりです。

(1) 水害

水害は、本町の地勢的条件から山間部水害と平野部水害に大別されます。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、耕作地等の流埋没、道路、橋梁、山地の損害等が甚だしいことが予想されます。

平野部における水害は、支流川の堤防の背水・越水・冠水等による浸水が多く、平成20年9月のゲリラ豪雨による冠水、平成29年10月の台風21号による内水氾濫等のように、風水害による被害も予想されます。

(2) 火災

本町の地域内においては、大火災の発生は少ないですが、町内に様々な工場等があり、工場内には、危険物の貯蔵もあり、強風時又は大地震時においては大火の恐れがあります。

(3) 風害

大型台風が本県西部又は琵琶湖上を北上する場合、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第二室戸台風接近の際、風害による被害が広範囲で発生しており、台風接近時には被害の発生が予想されます。

(4) 雪害

平地部の積雪は比較的少ないですが、山間地の地区においては50～80cmの積雪を記録することがあり、患者発生時又は災害発生時にはその対策に困難が予想されます。なお、降雪時には交通事故も多発しやすく、事故者の搬送も困難が予想されます。

(5) 地震災害

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

地震については、本町の最大震度は、「養老-桑名-四日市断層帯地震」で全町域が6強、一部で7が予想されています（震度7の人口比は6割近い）。その他の直下型地震では、いずれも町域から離れていることから、5弱が想定されています。また、「南海トラフ地震」では6弱が想定されています。

■垂井町における主な被害想定

海溝型地震			内陸型地震		
南海トラフ地震			養老-桑名-四日市断層帯地震		
最大震度	6弱		最大震度	7	
建物被害	全壊	349棟	建物被害	全壊	4,808棟
	半壊	1,163棟		半壊	4,082棟
人的被害	死者	4人	人的被害	死者	274人
	負傷者	175人		負傷者	1,616人
避難者	1,528人		避難者	11,302人	

出典：岐阜県「平成23～24年度 南海トラフの巨大地震等被害想定調査」

(6) 原子力災害

平成24年9月、岐阜県では、県境から25kmしか離れていない福井県敦賀発電所において、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同等の放射性物質出が発生した場合のシミュレーションを実施しました。その結果、複数のケースで町内の被ばくが予測されています。

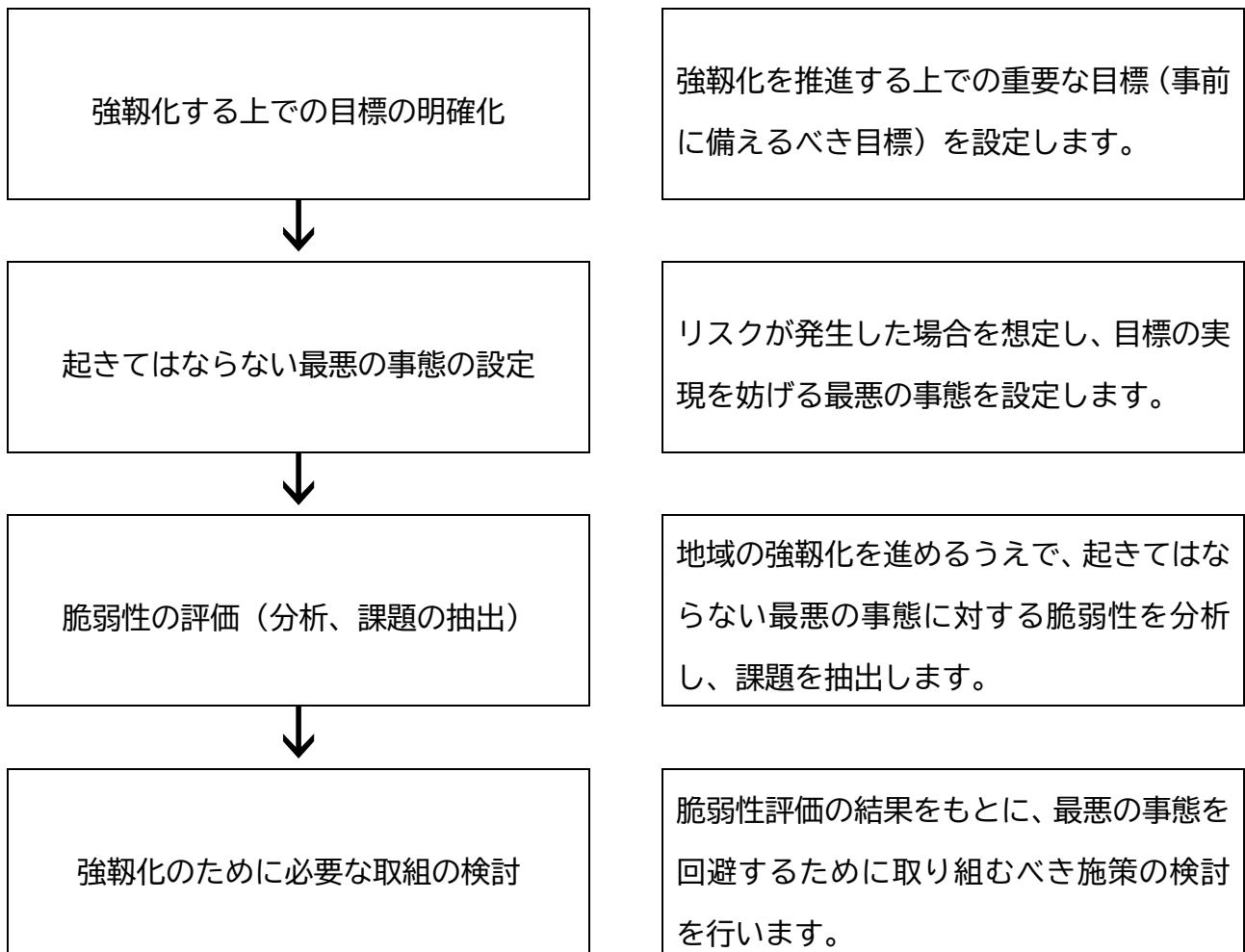
第3章 脆弱性評価

1 基本的な考え方

強靱化は、本町のリスクマネジメントであり、仮に起きれば本町に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、この事態を回避するために何をすべきか、という観点から、全庁的に取組を検討しました。

2 評価の手順

内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行いました。



3 「起きてはならない最悪の事態」の設定

4つの基本目標の達成に向け、国や岐阜県が設定した「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町で起こりうる危機事象（地震・水害・土砂災害等）や、住民生活に密着する基礎自治体の立場等を踏まえ、本計画においては、7つの「事前に備えるべき目標」と21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		3	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		5	長期にわたる孤立集落の発生
		6	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
		7	旅行者を含む帰宅困難者の発生
		8	地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大
		9	地域の衛生環境が急激に悪化
		10	幼児、児童・生徒、高齢者・障がい者等に対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大
3	必要不可欠な行政機能は確保する	11	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	12	道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞
		13	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止
5	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14	農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する
		15	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止
		16	食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		18	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19	人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ
		20	幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ
		21	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

4 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、7つの「事前に備えるべき目標」ごとに取りまとめました。

事前に備えるべき目標 1

直接死を最大限防ぐ

【起きてはならない最悪の事態】

- 1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
- 2 集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
- 3 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

【評価結果】

対象の事態	回避に向けた評価結果
1、2	不特定多数が集まる公共施設の耐震化は順次進めています。住民の安全を確保するため、耐震化が進んでいない施設については、引き続き耐震化に取り組んでいく必要があります。さらに、各施設をより安全安心なものにするため、施設の適切な維持管理を継続していく必要があります。
1、2、3	ハザードマップや様々な訓練等の機会を活用して、浸水想定区域や地震の揺れの大きさの分布を事前に住民等へ周知することで、住民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立等が被害軽減の方策の一つであることから、引き続き周知に努めていく必要があります。
1、2、3	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要です。隣近所での助け合いの精神を基本に、行政、住民、地域等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要があります。
2、3	避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、町、住民、地域及び学校等の関係機関は、連携して訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要があります。また、急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で、感染症対策、プライバシーや防犯、安全等の面から、災害時に配慮を要する女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等が不安なく避難生活を送れるよう、これら避難者の視点に立った避難所運営に努める必要があります。
3	住民等への情報伝達手段として、防災行政無線、メール、広報車、ホームページ等を確保していますが、音声による情報伝達手段が多いため、防災行政無線のデジタル化の更新をはじめ、情報伝達手段の多様化及びその確保に努める必要があります。

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

【起きてはならない最悪の事態】

- 4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 5 長期にわたる孤立集落の発生
- 6 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
- 7 旅行者を含む帰宅困難者の発生
- 8 地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大
- 9 地域の衛生環境が急激に悪化
- 10 幼児、児童・生徒、高齢者・障がい者等に対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大

【評価結果】

対象の事態	回避に向けた評価結果
4、5、7、9	救助用備品等の分散配備を推進するため、避難所や活動拠点となる施設での備蓄品の確保について、さらに充実する必要があります。
4、6、8	災害時要援護者台帳を整備し、援助者として民生委員や自治会と情報共有をして、高齢独居世帯や障がい者等に対する緊急対応を図っていますが、今後は、災害時に対応できる地域等での支援体制の構築に向けた検討をする必要があります。
5、6、7、8	災害時には、救助・救急事象が同時多発することに加え、道路等の損壊によって、消防署等による組織的な応急活動が実施できなくなることも予想されます。このため、地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティの活性化、防災訓練の充実、応急手当の普及促進等、災害から地域社会を守っていくことを目的とした対策を推進し、地域が連携した防災体制の確立を図る必要があります。
5、7	避難所では、町外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難となった者も受入れ対象となることから、これらの帰宅困難者に対しても、帰宅するまでの一時的な滞在期間中、物資や滞在スペース等を提供できる体制を整備する必要があります。
6、8	被災等による治安の悪化を防ぐためには、住民一人ひとりが防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取り組みを実践していくことが重要となります。
9	災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、健康指導を行うとともに、定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要があります。
9	早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の見直しを進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要があります。
10	非常時においても子どもや保護者が相談しやすい体制を構築しておく必要があります。様々な支援サービス等を受けている方が非常時にも継続的にサービスを受けることができるよう体制を構築しておく必要があります。

【起きてはならない最悪の事態】

1 1 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【評価結果】

対象の 事態	回避に向けた評価結果
1 1	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平常時から住民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要があります。
1 1	応急危険度判定、り災証明の発行、被災者台帳の整備等、被災者に対する業務を迅速に処理するため、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保し、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築していく必要があります。
1 1	町保有の施設等の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所等の拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要があります。
1 1	災害時におきても影響を最小限にとどめるため、庁舎や職員が被災し、人材や資源が限られる中で、影響を最小限に抑えながら優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、業務継続計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制づくりを進めていく必要があります。

【起きてはならない最悪の事態】

- 1 2 道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞
- 1 3 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止

【評価結果】

対象の 事態	回避に向けた評価結果
1 2	災害時に避難路や緊急輸送道路となる等、都市基盤施設として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした道路環境の整備を進めていく必要があります。
1 2	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し推進する必要があります。
1 3	発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線や安心安全メールはもとより、多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要があります。
1 3	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、住民や地域等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要があります。

【起きてはならない最悪の事態】

- 14 農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する
- 15 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
- 16 食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞

【評価結果】

対象の 事態	回避に向けた評価結果
14、 16	災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧されます。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策等の防災・減災対策、耕作放棄地、遊休地の利活用、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要があります。
14、 16	平常時から、町内の産業能力を向上することにより、災害時に農・商・工等の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要があります。
14、 16	産業の根幹となる労働力を確保するための就業や起業への支援等、災害時の経済サイクル維持に向けた対策を講ずる必要があります。
14、 16	町の農業は、担い手不足等の課題を抱えており、災害発生時を含め、域内における食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成・確保等、町の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要があります。
15	ライフライン（電気、ガス）事業者と協定を締結する等、復旧の体制を整え、平常時から情報交換や防災訓練への参加等、引き続き連携の強化に努める必要があります。
15	上水道については、施設の耐震化、更新等、計画に沿って適時行っています。今後、施設の更新や維持管理、管路の老朽化対策を推進する必要があります。
15	下水道については、今後も、適正な維持管理を続けるとともに、計画的な設備更新等に努める必要があります。
15	下水道処理区域以外の浄化槽について、老朽化した浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要があります。
15	上・下水道施設の被災を想定し、平常時から備蓄について住民への啓発を継続的に実施するとともに、避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要があります。
16	救援物資の受入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要があります。
16	食料等の確保が困難となった住民に対して円滑かつ確実に物資を供給するため、岐阜県との備蓄連携強化を進めるとともに、物資の備蓄、調達及び集積配送体制の構築を図るため備蓄物資の一元管理が可能な防災備蓄倉庫等を兼ねた緊急輸送拠点を整備する必要があります。

【起きてはならない最悪の事態】

17 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

18 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

対象の事態	回避に向けた評価結果
17	町内の河川、砂防ダム、防災ダム、ため池、排水路整備等、適切な維持管理により、防災力を高めていくまちづくりを計画的に推進する必要があります。
17、 18	自然災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要があります。
17、 18	雨水が河川や水路にいきなり流れ込むことを抑制するため、農地や緑地を保全するとともに、耕作放棄地や遊休地の適正な利活用、一時雨水貯留や敷地内浸透の推進等により、町域全体で総合的な治水機能を維持・向上していく必要があります。
18	農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要があります。
18	森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、適切な森林整備を行い、野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要があります。

事前に備えるべき目標 7

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【起きてはならない最悪の事態】

- 1 9 人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ
- 2 0 幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ
- 2 1 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【評価結果】

対象の事態	回避に向けた評価結果
1 9	大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行うため、建設業との連携や専門的技術等の活用を図る必要があります。
1 9、 2 0	町外からの企業や事業所の誘致等により、町内産業を活性化させ、雇用の促進を図る必要があります。 企業との災害協定の充実を図るとともに、企業には事業継続計画（BCP）の策定に対する周知啓発を図る等、災害時にも労働力を確保する必要があります。
2 0	災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の推進を図る必要があります。 さらに、空地等の適正な管理を促進する必要があります。
2 1	地域コミュニティを維持するため、自主防災組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図り、地区まちづくり協議会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を住民等に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る必要があります。
2 1	有形文化財については、住民の防災意識の向上を図るとともに、耐震化促進を図る等、継続的な維持管理を図る必要があります。無形文化財については、保存団体への助成等、平常時から地域文化の継承を図る必要があります。

第4章 強靱化の推進方針

1 強靱化推進に向けた分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、総合計画の7つのテーマ別戦略に基づき、分野と項目を設定します。

<設定する分野（テーマ別戦略）>

テーマ	項目
1 協働	1 協働 2 人権
2 安全・安心	1 防災・減災 2 生活安全
3 都市基盤・環境	1 土地利用 2 道路 3 地域公共交通 4 公園 5 空き家等対策 6 上水道 7 下水道 8 環境
4 産業・交流	1 工業 2 商業 3 観光 4 農業 5 林業
5 福祉・健康	1 子育て 2 高齢福祉 3 障がい福祉 4 健康・医療
6 教育・文化	1 学校教育 2 青少年育成 3 生涯学習 4 文化
7 行財政運営	1 行政運営 2 財政運営 3 タウンプロモーション

2 各分野の強靱化に向けた施策

本計画の各分野における取り組むべき施策と脆弱性評価で設定した21の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表の通り整理しました。

区分	事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防く			2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 協働	1-1 協働	●	●	●	●	●	●	●	●		
	1-2 人権			●					●		
2 安全・安心	2-1 防災・減災	●	●	●	●	●	●		●		●
	2-2 生活安全			●			●				
3 都市基盤・環境	3-1 土地利用	●	●								
	3-2 道路	●	●			●					
	3-3 地域公共交通							●			●
	3-4 公園	●	●					●			
	3-5 空き家等対策	●									
	3-6 上水道				●						
	3-7 下水道		●		●					●	
	3-8 環境	●	●							●	
4 産業・交流	4-1 工業										
	4-2 商業	●			●						
	4-3 観光							●			
	4-4 農業	●	●		●	●	●	●			
	4-5 林業	●	●		●	●	●	●			
5 福祉・健康	5-1 子育て	●	●	●	●		●	●	●		●
	5-2 高齢福祉	●	●	●					●		●
	5-3 障がい福祉	●	●	●					●		●
	5-4 健康・医療						●			●	●
6 教育・文化	6-1 学校教育	●	●		●		●	●	●	●	●
	6-2 青少年育成								●		●
	6-3 生涯学習								●		●
	6-4 文化	●	●					●			
7 行政運営	7-1 行政運営										
	7-2 財政運営	●	●	●			●	●		●	●
	7-3 タウン プロモーション			●							

3 必要不可欠な行政機能は確保する	4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する			5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない			6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止	農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止	食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ	幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
●								●		●	
●	●	●	●		●	●		●			
	●							●	●		
	●		●		●				●		
	●										
●											
				●							
				●							
●					●						
	●		●		●			●	●		
	●		●		●		●	●	●		
●		●	●		●			●		●	
		●			●						
●										●	
●		●						●			
●							●				
		●									

3 分野別施策の推進

本町の強靱化に資する主要な施策の推進方針を各分野別に整理します。この分野別の推進方針には、持続可能な開発目標（SDGs）の視点も取り入れながら、効果的に推進していきます。なお、各施策については、総合計画の組織別行動計画に位置付けることで、具体性を持った着実な取り組みとします。

また、評価指標は、総合計画における重要目標達成指標（KGI）のうち、強靱化に関するものを設定しました。

テーマ 1 協働

【主な評価指標】

■住民・議会・行政がそれぞれの役割と責任に基づき協力してまちづくりに取り組んでいると感じている住民の割合

【項目】

1 協働



地域単位で自立した防災対策ができるよう、地区まちづくり協議会や自治会等を支援し、提案型協働事業等を通じて、防災意識の高い地域や住民の育成を図ります。

2 人権



地域や個人単位で男女共同参画、人権意識、多文化共生等の考え方や周囲への配慮等、お互いを思いやり、尊重することができるよう、講座や広報等を通じて周知啓発を図ります。

また、外国人への様々な支援のため多言語対応に努めます。

【 主な評価指標 】

■日頃から家庭で火災や地震、風水害等への備えをしている住民の割合

■防災・減災対策に満足している住民の割合

【項目】



1 防災・減災

大規模災害等に対応できる体制整備は、住民の安全・安心を守る上で必要不可欠です。そのため、あらゆる災害等に対応するため、公共施設の設備整備や実践的な職員体制の確立を図るとともに、共助の中心として期待する消防団については、機器の整備や訓練を通じて、防災体制の整備に努めます。さらに、消防団員を確保しやすい環境の整備や自主防災組織の活性化、住民主体の避難所運営等に取り組んでいきます。

町職員と地域住民を巻き込んだ防災訓練については継続的に実施し、有事の際に必要な防災備蓄品を整え、必要な情報を伝えるための防災行政無線の整備等を行います。

あわせて、浸水や土砂被害の解消を図るための治山・治水事業の推進や原子力災害や他国からの脅威への対応については、国や県との連携を図ります。

また、自主的に食料の備蓄や家具の転倒防止を行う等、防災・減災に対する住民意識がさらに高まるよう啓発活動を行います。

この他、まちづくりにおいては、防災機能を高めるため、公益施設の整備等を進めるとともに、地域防災計画についても、適宜見直し、大規模災害時に不足する人的・物的資源を他の行政機関等から確保するため広域受援計画についても検討をしていきます。



2 生活安全

登下校時の児童生徒の安全確保を図るため、警察や地域と連携を図り、通学路の巡回パトロールを実施する団体の活動に対し支援を行います。

また、安全・安心情報に関する情報を一斉メール配信し、情報共有を図ります。

【 主な評価指標 】

- 垂井町に住み続けたいと思う住民の割合
- 道路事情や道路の整備状況に満足している住民の割合
- 水道水を安心して飲むことができると感じている住民の割合

【項目】



1 土地利用

復旧・復興事業の迅速化を図るため、地籍調査を行います。

道路台帳の整備や道路敷未登記処理等を継続的に実施し、道路や水路の適正管理に取り組みます。

また、災害時における町営住宅の活用について検討します。



2 道路

道路は救急・消防、物資輸送、災害廃棄物処理等様々な場面で必要不可欠なインフラとなっていることから、橋梁の新設・架け替え・修繕等の実施、道路構造物の安全対策、降雪時の除雪等を実施し、道路等の災害対応力を維持・強化するため、維持管理等を継続的かつ計画的に推進します。



3 地域公共交通

利便性の高い交通ネットワークが維持できるよう、鉄道事業者へ要望を行います

さらに、駅周辺の整備により帰宅困難者や鉄道利用者等の一時避難場所の確保等、利便性の向上を図ります。



4 公園

災害時にも帰宅困難者や施設利用者等が一時避難場所として活用できるよう配慮する等、公園の管理等に取り組みます。



5 空き家等対策

空き家や荒れ地等、特に老朽化や管理不全により倒壊等の危険のあるものは、発災時の危険性が増し、復興時の妨げにもなる恐れがあることから、適正な管理の促進と有効な利活用の推進を図ります。

空地等については、災害時、公共用地が不足する恐れがあることから、様々な拠点として活用する可能性について検討します。



6 上水道

安全な水道水を安定的に供給できるよう、施設の耐震対策を促進するとともに、計画的な施設の更新と持続可能な事業経営を行います。

災害発生時には、ライフラインを維持できるよう危機管理マニュアルを整備し、必要に応じて更新を行います。

また、断水時に対応できるようその他の給水方法の確保に努めます。



7 下水道

浄化センターや農業集落排水処理施設について、災害発生時、下水道機能の確保と被害の最小化を図れるよう、関連施設の耐震化・耐水化等の総合的な災害対策を推進するとともに、持続可能な事業経営を行います。

下水道事業業務継続計画を整備し、必要に応じて更新を行います。



8 環境

災害発生時においても衛生環境が急激に悪化することがないように、災害廃棄物等の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための体制を強化するとともに、災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性の向上に努めます。

【 主な評価指標 】

■農業振興地域内面積における担い手への集積面積

■間伐実施面積

【項目】

1 工業



地域経済の活性化及び雇用の場を確保し、立地企業の生産能力の低下を防ぐため、災害に強い地盤等、本町の優位性をアピールしながら、成長性の高い企業の誘致や既存企業の支援を強化し、町内の工業分野の振興を進めていきます。

2 商業



地域経済の活性化のため、新規商業施設の誘致や商工会等関係機関と連携を図りながら、人材育成等の支援を実施します。

3 観光



観光客の安全を確保するため、災害時に有用な避難所等の情報提供を行います。

4 農業



農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果等の国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、就農者に対する各種支援や水路、農道等の整備を推進します。

あわせて、ため池整備、遊休農地の解消等の支援を行います。



5 林業

間伐や伐採跡地の再造成林等の放置等が、森林の公益的機能の発揮に支障をきたす恐れがあることから、間伐や伐採跡地の再造成林等の適切な森林整備を推進します。

さらに、集落の孤立化防止や災害時の応急・復旧を迅速に行えるよう、林道や作業道、各施設の維持管理等の整備を行います。

【 主な評価指標 】

■高齢者人口における要介護認定者の割合

■障がいがある人も、ない人も、地域でともに暮らしていけると感じている住民の割合

【項目】



1 子育て

施設等の耐震化・大規模修繕を計画的に行うとともに、関係施設の維持管理を行います。さらに、各園における業務継続計画の策定や災害時でも継続的にサービスが提供できるよう人材の確保を行うとともに、地域の特色を生かした教育・保育の充実を図り、地域コミュニティが継続的に維持できるように努めます。

また、災害時における園児の安全を確保するため、避難訓練を実施するとともに、備蓄品の整備に努めます。



2 高齢福祉

避難行動要支援者名簿の整備・更新を定期的に行い、地域と協力してより実践的な活用方法について検討します。

また、民間事業所と連携を図りながら、福祉避難所の充実に努めます。

さらに、災害時でも継続的にサービスが提供できる体制を整えます。



3 障がい福祉

避難行動要支援者名簿の整備・更新を定期的に行い、地域と協力して、より実践的な活用方法について検討します。

また、民間事業所と連携を図りながら、福祉避難所の充実に努めます。

さらに、災害時でも継続的にサービスが提供できる体制を整えます。



4 健康・医療

予防接種を実施するとともに、心身共に健康でいるための相談や教室等を開催します。

子育て世代に対しては、子育て世代包括支援センターにおいて切れ目のない支援ができるよう関係機関等と協力して、包括的に子育て世代をサポートしていきます。

さらに、災害時の医療救護体制を整えるため、医師会等との連携等の体制整備に努めます。

【 主な評価指標 】

- 地域の子どもがいきいきと感じている住民の割合
- 町の歴史や伝統に誇りが持てると思う住民の割合

【項目】



1 学校教育

学校施設については、計画的な大規模改修や防災拠点としての機能整備やICT環境の充実等、教育施設としての環境整備を行い、計画的に改修等を行います。

さらに、学校教育の中でも定期的な避難訓練を実施するとともに、コミュニティスクール推進事業の中で地域と連携した防災教育を検討していきます。



2 青少年育成

地域でのさまざまな防災に関する体験活動を通して、子どもの時期から防災に興味・関心を持てるよう内容を工夫する等、防災意識の醸成を図ります。



3 生涯学習

防災に関する学習機会の提供を検討するとともに、日ごろからスポーツ等に取り組み、災害時に強い健康的な身体づくりに努めます。



4 文化

社会教育施設については、防災拠点としての機能を果たせるよう耐震補強等、適切な整備を行います。

地域の文化財については、後世に伝えることができるよう、文化財の保存状態等を把握し、保護・復旧ができるよう、維持・管理の支援とともに、関係団体等との協力・連携体制を整備します。

【 主な評価指標 】

■テーマ別戦略の重要目標達成指標の目標値を達成した指標の割合

【項目】

1 行政運営



行政サービス展開に必要となる各業務システムが安心安全に稼働するよう、障害発生時における情報保全や迅速なシステム復旧とともに、本町の情報資産の維持管理を確実にいたします。

また、高度な情報ネットワークセキュリティ水準を継続して維持し、個人情報漏洩対策を徹底します。

さらに、平常時から近隣市町村を中心に連携強化を図ります。

2 財政運営



防災拠点となる公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、全庁的な管理運営を行うとともに、庁舎跡地や周辺、庁舎東館についても防災機能に配慮した整備を推進します。

3 タウンプロモーション



災害時における活用の視点も踏まえ、ICTを活用した情報発信を行います。

災害時においても、住民と行政が相互に情報発信が行えるようICTを活用した情報発信体制を整えるとともに、積極的な情報発信等によりシビックプライドの醸成を図り、災害時にも強い協働体制を構築します。

第5章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

国が示す重点的に回避すべき15の「起きてはならない最悪の事態」を基本に、脆弱性評価の結果を踏まえつつ、本町での関連災害種別の発生確率や、影響の大きさを配慮し、本町で設定した21の「起きてはならない最悪の事態」から、重点的に回避すべき11のシナリオに絞り込み、その関連施策を重点化施策として設定します。

【垂井町の重点化施策に該当する起きてはならない最悪の事態】

番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
2	集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
3	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生
4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
6	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
9	地域の衛生環境が急激に悪化
12	道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞
14	農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する
15	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
17	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
18	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

2 計画の管理・推進

本計画に掲げる施策の推進方針については、総合計画の組織別行動計画における各施策を着実に実行することにより、強靱化の推進を図ります。

進捗管理については、総合計画の進捗管理と一体的に、継続的なPDCAサイクルに基づき行います。

3 推進事業

本計画に掲げる推進事業は別表に記載の通りです。

推進事業についても、総合計画の組織別行動計画と合わせて毎年度見直しを行い、適正な進捗管理を行います。

別表 推進事業一覧（2021年度）

区分		1 協働	
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1-1 協働	1-2 人権
1 直接死を最大限防ぐ	1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	地区まちづくり協議会支援事業 提案型共同事業 自治会活動支援事業 コミュニティセンターの消防設備点検の実施	
	2 集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	地区まちづくり協議会支援事業(再掲) 提案型協働事業(再掲) 自治会活動支援事業(再掲) コミュニティセンターの消防設備点検の実施(再掲)	
	3 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生	地区まちづくり協議会支援事業 提案型協働事業 自治会活動支援事業 広報たのい発行事業	多文化共生事業
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	地区まちづくり協議会支援事業(再掲) 提案型協働事業(再掲) 自治会活動支援事業(再掲)	
	5 長期にわたる孤立集落の発生	地区まちづくり協議会支援事業(再掲) 提案型協働事業(再掲) 自治会活動支援事業(再掲)	
	6 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	地区まちづくり協議会支援事業(再掲) 提案型協働事業(再掲) 自治会活動支援事業(再掲)	
	7 旅行者を含む帰宅困難者の発生	コミュニティセンターの消防設備点検の実施(再掲)	
	8 地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大	地区まちづくり協議会支援事業(再掲) 提案型協働事業(再掲) 自治会活動支援事業(再掲)	多文化共生事業(再掲) 男女共同参画プランの推進 多文化共生社会推進事業
	9 地域の衛生環境が急激に悪化		
	10 幼児、児童・生徒、高齢者・障害者などに対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大		
3 必要不可欠な行政機能は確保する	11 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	地区まちづくりセンター運営事業	
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	12 道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞		
	13 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止		
5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14 農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する		
	15 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止		
	16 食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞		
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
	18 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19 人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ	地区まちづくり協議会支援事業(再掲) 提案型協働事業(再掲) 自治会活動支援事業(再掲)	
	20 幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ		
	21 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	地区まちづくり協議会支援事業(再掲) 自治会活動支援事業(再掲)	

2 安全・安心		3 都市基盤・環境	
2-1 防災・減災	2-2 生活安全	3-1 土地利用	3-2 道路
建築物の耐震診断・耐震補強等への支援 地域防災力の強化 防災訓練の実施 消防設備の充実		健康で文化的な町営住宅の整備	幹線道路の整備促進及び安心安全な生活道路の改良 道路構造物定期点検事業 都市計画道路の見直し検討
地域防災力の強化(再掲) 防災訓練の実施(再掲) 消防設備の充実(再掲) 要配慮者利用施設における避難確保計画策定支援 災害に強い河川・砂防事業 排水路整備事業等への助成		健康で文化的な町営住宅の整備(再掲)	幹線道路の整備促進及び安心安全な生活道路の改良(再掲) 道路構造物定期点検事業(再掲) 都市計画道路の見直し検討(再掲) 道路除雪対策事業
防災行政無線のデジタル更新 防災行政無線の運営 防災機器等の管理・運営 災害に強い河川・砂防事業(再掲) 要配慮者利用施設における避難確保計画策定支援(再掲) 地域防災力の強化(再掲)	学校防犯体制の強化		
防災備蓄品の整備 要配慮者利用施設における避難確保計画策定支援(再掲) 地域防災力の強化(再掲)			
地域防災力の強化(再掲) 防災訓練の実施(再掲)			幹線道路の整備促進及び安心安全な生活道路の改良(再掲) 道路構造物定期点検事業(再掲)
消防団員の資質の向上 地域防災力の強化(再掲) 要配慮者利用施設における避難確保計画策定支援(再掲)	学校防犯体制の強化(再掲)		
地域防災力の強化(再掲) 防災訓練の実施(再掲) 要配慮者利用施設における避難確保計画策定支援(再掲)			
地域防災力の強化(再掲)			
地域防災計画の見直し 都市機能を集約した快適で安全・安心なまちづくり (都市再生整備計画事業等活用事業) 防災訓練の実施(職員向け)			
排水路整備事業等への助成(再掲)		道路・水路の適正な管理	幹線道路の整備促進及び安心安全な生活道路の改良(再掲) 道路構造物定期点検事業(再掲) 都市計画道路の見直し検討(再掲) 道路除雪対策事業(再掲)
防災行政無線のデジタル更新(再掲) 防災行政無線の運営(再掲) 防災機器等の管理・運営(再掲)			
事業者向けBCPの策定支援			幹線道路の整備促進及び安心安全な生活道路の改良(再掲) 道路構造物定期点検事業(再掲) 都市計画道路の見直し検討(再掲)
			幹線道路の整備促進及び安心安全な生活道路の改良(再掲) 道路構造物定期点検事業(再掲) 都市計画道路の見直し検討(再掲)
災害に強い河川・砂防事業(再掲) 排水路整備事業等への助成(再掲)			
地域防災力の強化(再掲) 業務継続体制の整備・更新		地籍調査業務	
		地籍調査業務(再掲)	幹線道路の整備促進及び安心安全な生活道路の改良(再掲)

別表 推進事業一覧(2021年度)

区分		3 都市基盤・環境	
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3-3 地域公共交通	3-4 公園
1 直接死を最大限防ぐ	1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生		朝倉運動公園施設整備事業 利用者の声を生かした公園づくり
	2 集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生		朝倉運動公園施設整備事業(再掲) 利用者の声を生かした公園づくり(再掲)
	3 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生		
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
	5 長期にわたる孤立集落の発生		
	6 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱		
	7 旅行者を含む帰宅困難者の発生	東海旅客鉄道株式会社への要望活動 駅周辺の整備	朝倉運動公園施設整備事業(再掲) 利用者の声を生かした公園づくり(再掲)
	8 地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大		
	9 地域の衛生環境が急激に悪化		
	10 幼児、児童・生徒、高齢者・障害者などに対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大	駅周辺の整備(再掲)	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	11 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		朝倉運動公園施設整備事業(再掲)
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	12 道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞	東海旅客鉄道株式会社への要望活動(再掲) 駅周辺の整備(再掲)	
	13 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止		
5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14 農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する		
	15 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止		
	16 食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞		
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
	18 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19 人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ		
	20 幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ		
	21 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失		

3 都市基盤・環境			
3-5 空き家等対策	3-6 上水道	3-7 下水道	3-8 環境
空き家対策事業 (空き家対策総合支援事業)			斎場施設の適正管理 クリーンセンターごみ処理施設等の充実 エコパーク施設の運営
		都市下水路の維持管理	斎場施設の適正管理(再掲) クリーンセンターごみ処理施設等の充実(再掲) エコパーク施設の運営(再掲)
	水道施設配水管網の整備・更新 水道基幹施設の充実・強化 上水道施設の維持保全 簡易水道施設の維持保全		
		公共下水道推進事業 浄化センターの維持管理 農業集落排水処理施設の維持管理 浄化槽設置整備事業	クリーンセンターごみ処理施設等の充実(再掲) エコパーク施設の運営(再掲)
			斎場施設の適正管理(再掲) クリーンセンターごみ処理施設等の充実(再掲) エコパーク施設の運営(再掲)
	水道施設配水管網の整備・更新(再掲) 水道基幹施設の充実・強化(再掲) 上水道施設の維持保全(再掲) 簡易水道施設の維持保全(再掲)	公共下水道推進事業(再掲) 浄化センターの維持管理(再掲) 農業集落排水処理施設の維持管理(再掲) 都市下水路の維持管理(再掲) 浄化槽設置整備事業(再掲)	
			エコパーク施設の運営(再掲)
空地の適正な管理の促進			

別表 推進事業一覧（2021年度）

区分		4 産業・交流	
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクナリオ)	4-1 工業	4-2 商業
1 直接死を最大限防ぐ	1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生		移住定住・空き家活用促進事業
	2 集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生		
	3 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生		
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		新規商業施設の誘致
	5 長期にわたる孤立集落の発生		
	6 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱		
	7 旅行者を含む帰宅困難者の発生		
	8 地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大		
	9 地域の衛生環境が急激に悪化		
	10 幼児・児童・生徒、高齢者・障害者などに対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大		
3 必要不可欠な行政機能は確保する	11 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	12 道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞		移住定住・空き家活用促進事業(再掲)
	13 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止		
5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14 農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する	企業誘致の推進 大垣地域経済戦略推進事業	商工会事業への支援事業
	15 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止		
	16 食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞		新規商業施設の誘致(再掲) 商工会事業への支援事業(再掲)
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
	18 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19 人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ	企業誘致の推進(再掲)	商工会事業への支援事業(再掲)
	20 幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ	企業誘致の推進(再掲)	
	21 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失		

4 産業・交流		
4-3 観光	4-4 農業	4-5 林業
	防災ダム施設の維持管理の実施 ため池整備事業 農村婦人の家、転作研修所施設の維持管理の実施	集落センター、林業センター施設の維持管理の実施
	防災ダム施設の維持管理の実施(再掲) ため池整備事業(再掲) 農村婦人の家、転作研修所施設の維持管理の実施(再掲) 農業農村整備事業 ほ場整備事業 中山間地域等直接支払事業 多面的機能支払事業 遊休農地解消自主的再生支援事業	集落センター、林業センター施設の維持管理の実施(再掲) 林業振興事業 一般造林事業 森林経営管理事業
	北部幹線農道整備事業	森林居住環境整備事業
	北部幹線農道整備事業(再掲)	森林居住環境整備事業(再掲)
	北部幹線農道整備事業(再掲)	森林居住環境整備事業(再掲)
観光施設の整備	農村婦人の家、転作研修所施設の維持管理の実施(再掲)	集落センター、林業センター施設の維持管理の実施(再掲)
	北部幹線農道整備事業(再掲)	森林居住環境整備事業(再掲)
	経営構造対策事業 機構集積協力金交付事業 環境保全型農業直接支払事業 新規就農者への支援 遊休農地解消自主的再生支援事業(再掲)	森林とのふれあい環境整備事業(北山山麓千本桜) 林業振興事業(再掲) 一般造林事業(再掲) 森林経営管理事業
	防災ダム施設の維持管理の実施(再掲) ため池整備事業(再掲)	
	有害鳥獣被害防止事業 農業農村整備事業(再掲) ほ場整備事業(再掲) 中山間地域等直接支払事業(再掲) 多面的機能支払事業(再掲) 高性能農業用機械導入事業	森林とのふれあい環境整備事業(北山山麓千本桜)(再掲) 林業振興事業(再掲) 一般造林事業(再掲) 森林居住環境整備事業(再掲) 森林経営管理事業
	農業農村整備事業	林業振興事業

別表 推進事業一覧（2021年度）

区分		5 福祉・健康	
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	5-1 子育て	5-2 高齢福祉
1 直接死を最大限防ぐ	1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	児童福祉施設等の管理、維持補修	
	2 集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	児童福祉施設等の管理、維持補修(再掲)	
	3 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生	子育て情報発信事業 保育ICTの導入	避難行動要支援者把握事業
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
	5 長期にわたる孤立集落の発生		
	6 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	子育てサポート事業の実施	
	7 旅行者を含む帰宅困難者の発生	児童福祉施設等の管理、維持補修(再掲)	
	8 地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大		避難行動要支援者把握事業(再掲)
	9 地域の衛生環境が急激に悪化		
	10 幼児、児童・生徒、高齢者・障害者などに対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大	子育てサポート事業の実施 子育て支援センター事業 児童発達支援事業 児童福祉施設等の管理、維持補修(再掲)	介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業 介護予防・生活支援事業
3 必要不可欠な行政機能は確保する	11 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	児童福祉施設等の管理、維持補修(再掲) 保育所等におけるBCP策定	
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	12 道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞		
	13 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止	子育て情報発信事業(再掲) 保育ICTの導入(再掲)	
5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14 農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する	子どもの貧困対策	
	15 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止		
	16 食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞		
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
	18 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19 人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ	保育士等の確保に向けた取組 保育所等におけるBCP策定(再掲)	
	20 幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ		
	21 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・喪失		

5 福祉・健康	
5-3 障がい福祉	5-4 健康・医療
避難行動要支援者把握事業(再掲)	
避難行動要支援者把握事業(再掲)	
	予防接種の実施
福祉事業所(けやさの家)事業	こころの健康づくり 食育の推進 健康相談・健康教室の開催 子育て世代包括支援センター運営事業

別表 推進事業一覧（2021年度）

区分		6 教育・文化		
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	6-1 学校教育	6-2 青少年育成	6-3 生涯学習
1 直接死を最大限防ぐ	1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生			
	2 集中豪雨による浸水、火山噴火、暴風雪、豪雪、大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生			
	3 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生			
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	学校給食センター施設設備等の改善		
	5 長期にわたる孤立集落の発生			
	6 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足並びに警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱			
	7 旅行者を含む帰宅困難者の発生			
	8 地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大	コミュニティ・スクール(CS)推進事業(小学校) コミュニティ・スクール(CS)推進事業(中学校)	青少年活動支援事業 地域子ども教室推進事業	生涯学習推進事業 学校支援地域本部事業
	9 地域の衛生環境が急激に悪化			
3 必要不可欠な行政機能は確保する	10 幼児、児童・生徒、高齢者・障害者などに対する適切なサービス提供ができないことによる健康被害等の拡大		青少年活動支援事業(再掲) 地域子ども教室推進事業(再掲)	各種スポーツ大会開催 スポーツ団体等の育成支援事業
	11 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	12 道路・線路等の交通ネットワークが分断・閉塞			
	13 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止及び、情報サービスの機能停止	ICT教育環境の充実(小学校) ICT教育環境の充実(中学校)		
5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	14 農業・林業の生産力や企業活動の低下等による、経済活動が停滞する			
	15 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止			
	16 食料や日用品、燃料等の物資の安定供給の停滞	学校給食センター施設設備等の改善(再掲)		
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
	18 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	19 人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ			
	20 幹線道路の損壊、事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅な遅れ			
	21 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失			

6 教育・文化	7 行財政運営		
6-4 文化	7-1 行政運営	7-2 財政運営	7-3 タウン プロモーション
文化会館維持改修事業 タリイピアセンター施設改修事業		公共施設等総合管理事業 旧庁舎跡地等活用事業	
文化会館維持改修事業(再掲) タリイピアセンター施設改修事業(再掲)		公共施設等総合管理事業(再掲) 旧庁舎跡地等活用事業(再掲)	
		公共施設等総合管理事業(再掲)	ホームページの戦略的活用事業
		公共施設等総合管理事業(再掲)	
文化会館維持改修事業(再掲) タリイピアセンター施設改修事業(再掲)		公共施設等総合管理事業(再掲) 旧庁舎跡地等活用事業(再掲)	
		公共施設等総合管理事業(再掲)	
		公共施設等総合管理事業(再掲)	
文化会館維持改修事業(再掲) タリイピアセンター施設改修事業(再掲)	安心安全なシステム稼働環境の整備 人事情報総合システムクラウド化	公共施設等総合管理事業(再掲) 旧庁舎跡地等活用事業(再掲)	
	安心安全なシステム稼働環境の整備(再掲) 人事情報総合システムクラウド化(再掲)		ホームページの戦略的活用事業(再掲)
		公共施設等総合管理事業(再掲)	
	西濃圏域市町との連携推進 職員研修の実施		
歴史文化等継承事業 遺跡詳細分析・試掘調査事業 町文化財の保存・管理事業 垂井曳やま保存修理事業 文化財建造物保存修理事業 史跡等管理事業 郷土芸能保存団体等への助成			



垂井町国土強靱化地域計画
令和3年3月
岐阜県垂井町

編集 垂井町企画調整課

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957-11

T E L : 0584-22-1151 (代表)

F A X : 0584-22-5180